

会 費 規 程

(平成22年5月26日総会決議)

(目的)

第1条 この規程は、定款第11条第1項の規定に基づき会費について定める。

(会費の額)

第2条 会員の会費は年額とし規模(労働者数)別に定める別表の額とする。

(会費の納入)

第3条 会費は、当該年度分を6月末日までに納入するものとする。ただし、会長がやむを得ない事由があると認めたときは、これによらないことができる。

(会費の用途)

第4条 会費は、毎事業年度における合計額の2分の1以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て会長がこれを定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、定款附則第1条の設立登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

(附則)(令和4年6月16日)

1 一部改正 第4条変更